

【平成30年度】

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者指名停止情報

No.	業者 コード	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止期間 始期～終期	期間	指名停止措置の根拠	事 件 の 概 要
1	16066	大成建設㈱ 東京都新宿区西新宿1-25-1	関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	H30.3.28 ～ H30.7.27 H30.10.27	7月	要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為）	東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事に関し、不当な取引制限を行ったとして独占禁止法違反容疑で、平成30年3月2日、大成建設株式会社の元常務が東京地方検察庁に逮捕された。その後、平成30年3月23日に、左記業者及び左記業者の元常務執行役員が公正取引委員会から独占禁止法違反容疑で刑事告発された。
2	6048	鹿島建設㈱ 東京都港区元赤坂1-3-1	関東支店 埼玉県さいたま市大宮区下町2-1-1	H30.3.28 ～ H30.7.27 H30.9.27	6月	要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為）	東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事に関し、不当な取引制限を行ったとして独占禁止法違反容疑で、平成30年3月2日、鹿島建設株式会社の部長が東京地方検察庁に逮捕された。その後、平成30年3月23日に、左記業者及び左記業者の部長が公正取引委員会から独占禁止法違反容疑で刑事告発された。
3	9000104	清水建設㈱ 東京都中央区	関東支店 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2	H30.4.18 ～ H30.10.17	6月	要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為）	左記業者は、東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事において、不当な取引制限を行ったとして独占禁止法違反容疑で平成30年3月23日に、公正取引委員会から刑事告発された。